別紙１

令和８年度東広島市公共施設２３施設 消費電力抑制サービス(照明)公募要領書

１　業務の名称

令和８年度東広島市公共施設２３施設 消費電力抑制サービス(照明)

２　業務の目的

本事業は、「省エネ法」・「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進するために、公共施設２３施設で使用している蛍光灯等の照明のＬＥＤ化により、消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的とする。

３　問い合わせ先

発注者及び担当部署

発注者：　東広島スマートエネルギー株式会社

郵便番号：〒７３９－８６０１

住所：　広島県東広島市西条栄町８番２９号(東広島市役所　環境先進都市推進課内)

電話：　０８２-４２０－０９２８

Ｅ－ｍａｉｌ：zero-c@site-hse.com

４　契約に関する事項

(1) 契約の骨子

ア　発注者は、公共施設２３施設（以下、需要施設という。）に対して消費電力抑制サービス（照明）(以下、サービスという。）を提供するため、発注者と需要施設の契約担当課の間で締結済みの電力需給契約書を一部変更し、電力売買に加えてサービスの条項を付すとともに、サービスの内容が記載された約款を需要施設の契約担当課に差し入れる。

イ　発注者が需要施設に提供するサービス契約上の地位は（サービス提供者としての地位、および設備等の売買契約上の地位)、サービスが開始すると同時に事業者へ譲渡することができる。譲渡する場合、事業者はその地位の譲渡を以って、調達したサービスに必要な設備等を使用し、需要施設に対してサービスを提供する。譲渡する場合、毎月のサービス料は、発注者が電気料金とともに需要施設から徴収した上で、事業者に対して、事業者が提示した見積金額（月額）を当月末締めの翌々月１０日に支払うものとする。ただし、事業者のサービス不履行によって需要施設からの入金遅延や不払いがあった場合は、この限りではない。譲渡する場合、発注者と事業者との間では、代理受領に関わる業務委託契

約書を締結し、事業者は発注者に対し、代理受領の委託料を別途支払うものとする。

５　機能面に関する事項

(1) 設置するＬＥＤ照明器具の基本要件

ア　設置する照明器具、ＬＥＤランプ及び管球等は、新品（最新）を設置すること。
交換方式は、別紙２「機器仕様一覧(消費電力量記載)」に記載の通りとする。
また、設置する照明器具については、既存照明器具の照度を下回らない製品を採用すること。

イ　交換対象器具および交換範囲については貸与資料（機器仕様一覧）のとおりとする。

ウ　照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するＪＩＬ５００４「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。なお、同規格に機種設定がない直管形ＬＥＤランプ等やその他ＬＥＤ照明についても、上記条件を満たすメーカーの製品とすること。

エ　事業者は、ＬＥＤ照明器具納品時に製造企業が発行する出荷証明書を提出すること。

オ　リニューアル専用器具が採用可能な現場においては採用を推奨する。

カ　法定照度及び日本産業規格（ＪＩＳ）の照度基準を遵守すること。

キ　結線替え作業後、安定器の処置については提案を行うこと。

ク　片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

①　電源内蔵直管蛍光灯型　ＬＥＤ　照明について

(a)　Ｇ１３口金直管型ＬＥＤランプについてはＪＬＭＡ３０１「ＡＣ直結Ｇ１３口金直管ＬＥＤ光源・安全規格」に適合した製品とすること。

(b)　上記安全規格に定めのない寸法・規格の直管型ＬＥＤランプにおいてもＧ１３口金とし、安定器を切り離す直結工事を行ったうえでの管球交換方式とする。また、電源内蔵型かつ給電方式は片側給電とする。

(c)　既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としないＬＥＤ直管ランプは不可とする。

(d)　全光束　Ｈｆ３２形：２，５００ｌｍ 以上　４０Ｗ 型：２，０００ｌｍ 以上　２０Ｗ 型：９００ｌｍ 以上

(e)　消費電力　Ｈｆ３２形：１４Ｗ 以下　４０Ｗ 型：１１Ｗ 以下２０Ｗ型：７Ｗ 以下

(f)　平均色温度　５，０００Ｋ

(g)　１／２ビーム角　１２０°以上

(h)　定格寿命（器具光束が初期の８０％まで減衰する時間）　４０，０００ 時間以上

②　ベース照明について

(a) ベースライトの電源部は光源部（ライトバー）側に内蔵された製品であること

(b) ルーバー、ランプカバー等については原則不要とする。

③　その他の ＬＥＤ 照明について

(a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること。

(b) ＬＥＤ チップメーカーの特許を侵害していないこと。

(c) 環境配慮商品であること。

(d) 既存器具の強度が ＬＥＤ 照明の重量に満たない場合は口金を交換する/ベースライト型への変更にする等の対策を発注者に事前協議の上、施すこと。

ア　使用する機器のメーカー又は当該メーカーの販売元は、国内において１０年以上の当該メーカーの販売実績があること。

イ　使用する機器のメーカー又は当該メーカーの販売元は、市場に公開できる当該メーカーの導入事例を３件以上所有しており、そのうち県内公共施設の導入事例を２件以上所有していること。

(2) ＬＥＤ照明器具の仕様

ア　既存照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。

イ　既存照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するＬＥＤ器具にも同様に付属機器及び機能を備えること。

ウ　光源（ＬＥＤ）の寿命は全光束が初期値の７０％となるまでの総点灯時間が、４０，０００時間以上であること。

エ　人感センサーの箇所については点灯時の照度５０～１００％(１０％毎)及び点灯時間(１５秒～１０分)の変更が可能であること。照度、時間に関しては施設担当者と協議し決定する。

６　調査業務に関する仕様

調査業務に関する仕様については、以下を原則とする。

(1) 調査業務

ア　調査日程は管理者等と調整の上、現地調査を実施すること。

イ　現地調査にあたっては議事録を作成し、発注者及び管理者等へ報告すること。

(2) 要求事項

ア　官公庁等への各種許可申請及び届出等は、事業者が作成し提出する。

(3) 器具リストの確認

ア　調査業務完了後、施工業務を実施する前に、発注者に器具リストの確認を受ける。

イ　確認した図書の著作権は、当該施設での使用に限り発注者に移る。

(4) 提出書類

提出書類については以下を原則とし、書式等は発注者が承諾し決定する。

ア　更新器具リスト（ＰＤＦファイル形式）

イ　その他（官公庁申請・届出書類・現場説明書に記載の書類等、各２部）

7　施工業務に関する仕様

施工業務に関する仕様については、以下を原則とし協議の上、決定する。

(1) 機器確認図等の提出

ア　調査業務完了後速やかに機器確認図を提出し、必要に応じ発注者の確認を得たのち、選定したＬＥＤ照明器具を使用する。

イ　調査業務完了後、速やかに各施設の工程表を提出し、発注者の確認を得た後、着手する。

(2) 要求事項

ア　仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者の責任において遅滞なく行う。

イ　高天井ＬＥＤ照明器具は、落下防止措置を確実に実施する。

ウ　調査業務において発注者の確認を受けた更新器具リストに従い施工する。

エ　工事施工において、第三者及び他の施設等に損害を与えた場合は、速やかに報告する。

オ　作業日程等については発注者と協議し決定すること。また施工時に緊急出動が発生した場合は、工事を中断し施設担当者の指示に従うこと。

カ　施工前に全てスイッチ回路を確認し、施工を実施すること。

キ　施工における騒音、振動の低減に努める。

ク　施工箇所の仮囲いや養生等を確実に行い、外部足場は枠組み本足場を使用する等、安全管理を徹底する。

ケ　工事に伴う発生材や既設の照明器具の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する。

コ　建築基準法、消防法、大気汚染防止法等の法令を遵守すること。

サ　産業廃棄物については工程表に基づき、産業廃棄物マニフェスト制度に沿った形で行うこと。

(3) 施工完了の確認

ア　対象ごとに施工完了後速やかに自主検査を行い、完成図書を提出する。設置作業後に構造、点灯、絶縁抵抗の試験を行うこと。

イ　事業者は発注者の施工完了の確認を受ける。

ウ　施工完了の確認の方法等は、別途協議の上決定する。

(4) 施工後の提出書類

施工後の提出書類については以下を原則とし、書式等は発注者が承諾し決定する。以下の書類をまとめて完成図書とし、書面にて 1 部(複数施設の場合は施設毎に１部)と電子データを書き込んだＣＤ－ＲＯＭ２枚を業務完了後、速やかに提出すること（電子データについては、複数施設の場合においては、１枚のＣＤ－ＲＯＭにまとめてもよい)。データ形式は

原則、ワードファイル形式、エクセルファイル形式、ＰＤＦファイル形式とする。

ア　納品仕様書–

イ　写真（施工前・後、完成写真）

ウ　完成図(更新器具リスト及び照明プロット図)

更新器具リストについては、部屋ごとに器具数、器具型番がわかるようにすること

エ　関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

オ　工事関係書類（各種試験データ、発注者及び事業者等との議事録等）

カ　取扱説明書

キ　緊急連絡先

ク　マニフェスト（産業廃棄物管理票）

ケ　「８　維持管理業務に関する仕様　(1) 要求事項」に示す書類

コ　照度測定図（施工前・後）※照明プロット図への記載でも可とする。

普通教室および特別教室それぞれ代表１室を選定し、「令和８年度学校環境衛生基準」の測定ポイント（４隅及び中央）に則り測定を行い提出すること。また、その他部屋については、中央１箇所の測定を行い提出すること。

８　維持管理業務に関する仕様

維持管理業務に関する仕様については、以下を原則とする。

(1) 要求事項

ア　契約期間中、機器を常に安全かつ良好に使用できるよう、サービス期間中の部品交換、不具合対応、修理等の費用は事業者の負担とする。また、そのエビデンスとして以下のいずれかを提出すること。

- 機器メーカーの保証書及びサービス期間中の照明機器の性能を維持する旨を記載した、事業者が発行する書類
- 機器メーカーの保証はサービス提供期間と同期間とし、その保証が付保されたことを証明する書類（メーカーもしくはメーカー系列企業が発行する保証書の写し等）

イ　保証期間中は、フリーコールで対応を受け付けること。

９　その他特記事項

(1) 本公募要領書による、消費電力抑制サービスは原則、対象施設の照明を全てＬＥＤ照明に交換することにより、消費電力抑制効果と長期のメンテナンスサービスを提供するものである。(一部更新対象外の機器がある場合は別途器具リスト等にて指示をする)

(2) 本仕様書に定めのない事項については発注者及び現地担当者と協議し、その指示に従うこと。また、貸与資料と現況が異なる場合は現況を優先すること。

(3) 各作業については、各種法令等の条項を遵守し適法に実施するほか、本仕様書並びに図面及び発注者・現場担当者の指示に従うこと。

別紙１

(4) 仕様上不明な点及び現場において疑義が生じた場合には、発注者及び現場担当者の指示に従うこと。
(5) 業務の遂行に支障をきたさないよう、業務工程・作業手順を十分に検討すること。
施工中に造物、備品等に損傷及び汚損等が生じた場合は、従来どおりに復元すること。
(6) 施工に関する諸手続きの経費は事業者の負担とする。
(7) 施工に際しては適正な養生を行い、他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意すること。設備等を損傷又は汚損した場合は請負者の責任において復旧すること。
(8) 撤去材は関係法令に基づき、場外へ引き取り処分することとする。
(9) 夜間作業等で外部へ漏れる照度、騒音等苦情が入った場合、現場責任者（施工事業者）が迅速に対応すること。
(10)着工前までに代表的な施工方法（ランプ交換、器具交換）について、施工手順書を提出のこと。
(11)資材・材料等については、現場責任者の責任のもと適切に保管・管理すること。また、紛失、盗難、損傷その他の事故が生じた場合は、施工事業者の責任において必要な対応を行うこと。
(12)学校の部屋の配置換え等、発注者又は学校側の都合により、本事業にて設置した照明器具について移設等の必要が生じた場合は、事業者と別途協議のうえ対応するものとする。なお、当該事由により生じる対応については、事業者の責に帰すべき事由によるものではないものとする。
(13)契約締結後の現地調査において、貸与資料と現況との間に著しい相違が確認され、その結果として事業の継続が著しく困難となる場合は、発注者及び事業者が協議の上、事業内容の見直し又は契約の解除を行うことができるものとする。

以上